

広島県社会福祉法人経営者協議会会則

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、広島県社会福祉法人経営者協議会（以下「経営協」という）という。

第2条 経営協の事務所を広島県社会福祉協議会内におく。

(目 的)

第3条 本会は、会員が地域における社会福祉に係る諸課題に適切に対応し、以って社会福祉及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡調整
- (2) 社会福祉協議会及びその他の社会福祉団体との連携調整
- (3) 国や県及びその他の関係官公庁団体との連携協調
- (4) 社会福祉法人の経営及び社会福祉に関する調査研究
- (5) 社会福祉事業の資質の向上をはかるための研修会等の開催
- (6) 本会活動並びに社会福祉に関する情報発信・広報に関する事業
- (7) その他、本会の目的達成のために必要な事業

第2章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は、広島県内に所在する社会福祉法人をもって構成する。

- 2 会員は、申し込みにより入会するものとする。

(会 費)

第6条 会員は、別に定める会費 及び負担金を会費規定に基づき 納入しなければならない。

- 2 会員が退会し、または除名された場合は、すでに納入した会費は返還しない。

(退 会)

第7条 会員が、本会を退会しようとするときは、会長に文書をもって、その旨を届け出なければならない。

(除 名)

第8条 会員が、会員たる義務に反し、又は本会の名誉を著しく棄損したときは、総会の議決を経て除名することができる。

第3章 役員及び事務

(定 数)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理 事 6名
- (4) 監 事 2名

(選 任)

第10条 会長、副会長は、理事会において互選する。

- 2 理事は、総会において、会員の中から選任する。
- 3 監事は、総会において選任する。

(職 務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。
- 3 理事は、理事会を組織し、総会の議決した業務を施行する。
- 4 監事は、本会の事業ならびに会計を監査し、総会に報告する。

(任 期)

第12条 本会の役員の任期は2年とし、再任は妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問・相談役)

第13条 本会に総会の承認を得て顧問・相談役をおくことができる。

(事務局)

第14条 本会の事務は、社会福祉法人広島県社会福祉協議会に委託する。

第4章 会 議

(総 会)

第15条 本会に、会員総会をおく。

- 2 総会は、会員をもって構成する。
- 3 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 事業計画、および予算に関する事項
 - (2) 事業報告、および決算に関する事項
 - (3) 規程の制定、および改廃に関する事項
 - (4) その他会長が附議した事項
- 4 総会は、毎年1回以上会長がこれを招集する。
- 5 会長は、会員の3分の1以上から、会議に附議すべき事項を示して、総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から、3週間以内にこれを招集しなければならない。
- 6 総会は、会員の過半数の出席がなければその議事を開き、議決することができない。
- 7 総会の議事は、この会則に別扱いの定めがある場合を除くほか、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、代理者にその権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 9 総会の議長は、その都度、会員の互選とする。

(理事会)

第16条 理事会は、次の業務を施行する。

- (1) 事業計画の立案、および予算の施行に関する事項
 - (2) 総会の附議する事項
 - (3) その他、会長において必要と認める事項
- 2 理事会は、必要に応じて、会長が招集する。
 - 3 理事会の議長は、会長があたる。

(専門部会)

第 17 条 本会には、必要に応じて、専門部会を設置することができる。

2 部会の構成員は、理事会において会員から選出する。

3 部会に、部会長を 1 名おく。部会長は部会の構成員によって互選とする。

第 5 章 会 計

(会 計)

第 18 条 本会の経費は、会費、全国社会福祉施設経営者協議会よりの地方組織育成費、寄附金、その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第 19 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 会則の変更

(会則の変更)

第 20 条 この会則を変更しようとするときは、総会において会員総数の 3 分の 2 以上の議決を必要とする。

附 則

1. この会則は、昭和 57 年 12 月 23 日から施行する。

平成 2 年 3 月 28 日 一部改正

平成 13 年 5 月 15 日 一部改正

平成 14 年 3 月 22 日 一部改正

平成 15 年 4 月 1 日 一部改正

平成 25 年 6 月 14 日 一部改正

平成 29 年 3 月 23 日 一部改正

平成 30 年 6 月 12 日 一部改正

2. 平成 13 年度第 2 回総会において選出される第 8 条の役員及び第 14 条にもとづいて設置される部会の委員の任期は、規程にかかわらず、平成 14 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日までの 1 年間とする。